

# 重要事項説明等における法令に基づく制限等の照会先について



## ■日進市 都市産業部 都市計画課 照会項目

項目	参考
区域区分	日進市は全域名古屋都市計画区域内 市内全域が市街化区域もしくは市街化調整区域のいずれか
用途地域	市街化区域内には9種類の用途地域指定 (内訳: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域)
建蔽率/容積率	用途地域等により異なる
高さ制限	用途地域による絶対高さ制限10m : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域のみ ※地区計画で9mとしているところあり
高度地区	赤池南一丁目、二丁目、赤池四丁目の第一種中高層住居専用地域のみ
地区計画	日進竹の山南部、日生東山園、米野木駅前、日進笠寺山、赤池箕ノ手、芦廻間、日進駅西(計7地区) 各地区計画に関する資料は市HPもしくは都市計画課の窓口にて入手可能
建築協定	南山エピック、三井和合台、日進グリーンハイツ(計3地区)。詳細は各自治会へお問い合わせ
建築規約	岩崎台自治会、五色園ハイランド、日進ニュータウン、芦廻間自治会、三ヶ峯台住宅自治会(計5地区) 詳細は各区又は自治会へお問い合わせ
準防火地域	用途地域が近隣商業地域、準住居地域の全域 それ以外の地区は建築基準法第22条区域
都市緑地	香久山地区の水晶山緑地(1箇所)
下水処理場	北部浄化センター、南部浄化センター(計2箇所)
都市計画道路	都市計画道路がかかる箇所では建築する場合、都市計画法第53条の申請が必要
生産緑地	市街化区域内のみ
特別用途地区	米野木研究開発地区のみ
屋外広告物関係	愛知県屋外広告物条例により表示方法や場所等に規制あり
建築・開発関係	開発行為許可申請、開発等事業に関する手続条例、斜線制限・日影規制、角地緩和、壁面(外壁)後退、 がけ条例、宅地擁壁等、建築物の敷地面積の最低限度、宅地造成等工事規制区域、 造成宅地防災区域、建築基準法道路種別、建築要件(旧住造法等)、居住誘導区域・都市機能誘導区域

●上記項目については日進市 都市産業部 都市計画課(Tel:0561-73-2049)までお問い合わせください。

●日進市には建築主事がないため、上記以外の建築基準法に関することは、確認検査機関へお問い合わせください。

### ■日進市内では、以下の地域地区等の該当はありません

特別用途制限地域、特別容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住調整地域、特定用途誘導地区、防火地域、特定防災街区整備地区、景観地区、風致地区、造成宅地防災区域、駐車場整備地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、流通業務地区、伝統的建造物群保存地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域、災害危険区域

## ■その他照会先

種類	詳細	担当部署	
開発許可、 建築許可関係	都市計画法第29条(開発許可)	愛知県 尾張建設事務所 建築課	
	〃 第43条(建築許可)	指導第一グループ Tel:052-961-1813	
道路関係	認定道路、幅員、雨水排水、砂防、河川、土砂災害警戒区域、特定都市河川流域	日進市 建設部 道路河川課 Tel:0561-73-2642	
	公共下水道、農業集落排水処理施設、団地汚水処理施設(三ヶ峯台・南山エピック・五色園)	日進市 建設部 下水道課 Tel:0561-73-2343	
上下水道関係	上水道	愛知中部水道企業団 Tel:0561-38-0030	
	浄化槽	愛知県 尾張県民事務所 環境保全課 Tel:052-961-7211	
森林、 農地関係	保安林	愛知県 尾張農林水産事務所 林務課 Tel:052-961-1658	
	農地、地域森林計画対象民有林、農業用水	日進市 都市産業部 農政課 Tel:0561-73-2197	
区画整理関係	日進赤池箕ノ手、日進香久山西部、日進駅西、日進折戸鎌ヶ寿士地区画整理事業地内で建築する場合、土地区画整理法第76条の申請が必要 日進北部土地区画整理事業施行区域内での建築については、都市計画法第53条の申請が必要	日進市 建設部 市街地整備課 Tel:0561-73-3297	
	土地区画整理事業全般		
	日進赤池箕ノ手地区		日進赤池箕ノ手土地区画整理組合 Tel:052-807-3126
	日進香久山西部地区		日進香久山西部土地区画整理組合 Tel:052-680-8875
都市公園	市内全66箇所	日進市 建設部 市街地整備課 Tel:0561-73-3297	
	埋蔵文化財	日進市 生涯学習部 学び支援課 Tel:0561-73-4158	
文化財関係	埋蔵文化財	日進市 生涯学習部 学び支援課 Tel:0561-73-4158	
土地・家屋の 税金関係	固定資産税、都市計画税、地番図、地番家屋図、公図	日進市 市民生活部 税務課 Tel:0561-73-4097	
防災関係	洪水浸水想定区域	日進市 総務部 防災安全課 Tel:0561-73-3279	

(注)問い合わせ内容によっては記載されている担当部署と異なる場合もあります。予めご了承ください。

↓裏面もご覧ください。↓

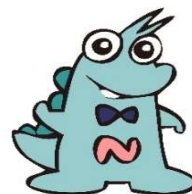
# 重要事項説明等における法令に基づく制限等の照会先について



法令名	担当部署名	お問い合わせ先
生産緑地法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
土地区画整理法	日進市 建設部 市街地整備課	Tel.:0561-73-3297
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
公有地拡大推進法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
農地法	日進市 都市産業部 農政課	Tel.:0561-73-2197
宅地造成及び特定盛土等規制法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
都市再生特別措置法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	愛知県 建築局 建築指導課 優良住宅グループ	Tel.:052-961-9719
水防法	日進市 総務部 防災安全課	Tel.:0561-73-3279
河川法(2級河川)	愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 管理第二グループ	Tel.:052-961-4421
河川法(準用河川)	日進市 建設部 道路河川課	Tel.:0561-73-2642
特定都市河川浸水被害対策法		
砂防法		
急傾斜地法		
土砂災害防止対策推進法		
森林法	日進市 都市産業部 農政課	Tel.:0561-73-2197
道路法(市道)	日進市 建設部 道路河川課	Tel.:0561-73-2642
道路法(県道)	愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 管理第一グループ	Tel.:052-961-4419
道路法(国道153号)	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道維持第四出張所	Tel.:052-774-8720
土地収用法	(事業担当課)	—
文化財保護法	日進市 生涯学習部 学び支援課	Tel.:0561-73-4158
国土利用計画法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	日進市 市民生活部 環境課	Tel.:0561-73-2883
土壌汚染対策法	愛知県 尾張県民事務所 環境保全課 環境保全第二グループ	Tel.:052-961-7255
災害対策基本法	日進市 総務部 防災安全課	Tel.:0561-73-3279
駐車場法	日進市 都市産業部 都市計画課	Tel.:0561-73-2049
電波法	愛知県 尾張建設事務所 建築課 建築物安全安心グループ	Tel.:052-954-6587
水質汚濁防止法	愛知県 尾張県民事務所 環境保全課 環境保全第二グループ	Tel.:052-961-7255

## ■日進市では、以下の法令に規定する制限はありません

古都保存法、都市緑地法、特定空港周辺特別措置法、景観法、  
 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、  
 被災市街地復興特別措置法、新住宅市街地開発法、新都市基盤整備法、  
 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、  
 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、  
 流通業務市街地整備法、都市再開発法、沿道整備法、集落地域整備法、  
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、  
 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、港湾法、住宅地区改良法、  
 マンションの建替え等の円滑化に関する法律、都市公園法、自然公園法、  
 首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、  
 都市の低炭素化の促進に関する法律、下水道法、海岸法、津波防災地域づくりに関する法律、  
 地すべり等防止法、踏切道改良促進法、全国新幹線鉄道整備法、航空法、  
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、地域再生法、  
 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東日本震災復興特別区域法、  
 大規模災害からの復興に関する法律、  
 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律



(注)お問い合わせ内容によっては記載されている担当部署と異なる場合もあります。予めご了承ください。